

これまでの枚方市の支援教育が大切にしてきた
「ともに学び、ともに育つ」について

枚方市教育委員会
児童生徒支援課



「ともに学び、ともに育つ」
支援教育のさらなる充実のために

平成 25 年 3 月 大阪府教育委員会

I

「ともに学び、ともに育つ」教育

1. 「ともに学び、ともに育つ」大阪の教育

大阪府には、障がいのある子どもをはじめ、外国にルーツのある子どもや、様々な立場にある子どもたちが暮らしています。すべての子どもたちの自尊感情や自己有用感を育み、未来への展望を持って生きていくためには、互いのちがいを認め合い、地域社会の中で関わりながらともに生きていく態度を育むことが大切です。これまで大阪では、このような「多様性」と「地域性」を大切にした教育を進めてきました。

障がいのある子どもの教育においても、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、将来、自らの選択に基づき地域社会と関わりながら、ともに自立した生活を送ることができるよう、子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことを大切に進めてきました。そして現在、ほとんどの小中学校に支援学級が設置され、障がいのある子どもがともに学んでおり、高等学校においても障がいのある生徒がともに学んでいます。

このように、大阪がこれまでに大切に培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育は、障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育む取り組みであるとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざすものであり、その形成の基礎となるものです。

枚方市教育振興基本計画

平成28年6月
枚方市教育委員会

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害のある子どもをはじめすべての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する必要があります。また、支援教育を進めるにあたっては、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実が求められています。

障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、互いを理解する教育を一層充実させるとともに、通常の学級においてユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組みます。

また、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を進めるとともに、支援教育に関する教職員研修の充実に取り組んでいきます。

さらに、支援教育コーディネーターを中心として配慮を要する子どもの支援を行うとともに、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で支援教育の充実に取り組めます。

枚方市の通級指導教室における沿革

- 昭和49年度 さだ西小学校に難聴学級を設置（センター校方式）
- 昭和51年度 さだ西小学校に言語障害学級を設置 「きこえの教室」・「ことばの教室」と呼び始める
- 昭和52年度 **両教室で協力して、他校からの通級児童受け入れを試行**
- 昭和54年度 「ことばの教室」を枚方第二小学校に移設。同年から「きこえの教室」と「ことばの教室」による通級制度が、市教育委員会を通じて全小学校に周知される。
- 昭和55年度 「きこえの教室」と「ことばの教室」は、通級方式中心の学級として運用されるようになる
- 昭和56年度 「きこえの教室」を枚方小学校に移設
- 昭和61年度 長尾小学校にも「ことばの教室」を設置
- 昭和62年度 教育文化センター開設。聴能訓練室と言語訓練室を設置し、「きこえの教室」と「ことばの教室」の拠点として運用を開始する。
- 平成元年度 「きこえの教室」を高陵小学校に移設
- 平成2年度 難聴学級と言語障害学級による通級及び巡回指導の制度を確立するよう大阪府を通じて国へ要望する。
- 平成4年度 高陵小学校が文部省「通級学級に関する調査研究協力校」に指定される。
- 平成5年度 **「通級による指導」が法制化される**
- 平成8年度 第一中学校に難聴通級指導教室を新設
- 平成12年度 小学校「きこえの教室」を磯島小学校に移設
- 平成18年度 発達障害等の指導も通級による指導の対象に含む

以降、市内に通級指導教室を増やし現在に至る

枚方市では、国による通級指導法制度化よりずっと昔から、原学級保障を実現する通級方式に力を入れてきた歴史があります。

昭和59年度 難聴学級の時間割

午前中には自校の支援学級在籍
児童への指導(入り込み含む)

午後からは他校児童への通級指導を実施

3. 難聴学級 時間割

		月	火	水	木	金	土
1	8:50 9:35	学校訪問 教材準備	はいりこみ指導	保護者懇談 教材準備	教材準備 はいりこみ指導	学校訪問 出張授業	教材準備
2	9:40 10:25						はいりこみ指導
3	10:45 11:30		教材準備				
4	11:40 12:25		教材準備				
5	2:00 ~	通級指導	通級指導	研 修	通級指導	通級指導	
6							
7							
8							

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（第3条2項）

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む）	同学年の児童で編制する学級	40人
	二の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	8人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（概要）（令和3年4月施行）

(1) 学級編制の標準の引き下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を**現行の40人（第1学年は35人）から35人に引き下げる。**

(2) 少人数学級の計画的な整備（経過措置規定）【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては40人とする。

(3) その他（検討規定）【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引き下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（第3条2項）

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む）	同学年の児童で編制する学級	40人→35人
	二の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあっては、8人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	8人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人



公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（概要）
（令和3年4月施行）

年度	R3	R4	R5 （今年度）	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- （i）小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。
- （ii）計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設設備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

少人数学級編制（市独自）

[公開日：2018年6月10日] [更新日：2020年8月11日] ページ番号：1463

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [f シェア](#) [ツイート](#) [LINE で送る](#)

枚方市教育委員会では

「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく ～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～」という教育目標の実現に向けて、少人数学級編制によるきめ細かな指導を行います。

「少人数学級編制によるきめ細かな指導」の実現に向けて

枚方市教育委員会では、これまで以上に保護者との緊密な連携を深め、落ち着いた学習環境の中で、子どもたち一人ひとりの「確かな学力」や「豊かな心」を育成し、「生きる力」を育ててまいります。

府内の公立小学校では、小学校第1学年及び第2学年で、既に1学級35人以下の少人数学級編制が導入されていますが、枚方市では、「枚方市少人数学級充実事業」として、平成24年度から第1学年から第3学年までを対象に、平成27年度から対象学年を第4学年までとし、支援学級在籍児童数を含んで1学級35人以下とする市独自の少人数学級編制（35人を最大定員として学級数を決定します）を実施してきました。平成30年度からは、更に対象学年を拡充し、第5、6学年においても支援学級在籍児童を含んで1学級40人以下とする少人数学級編制を実施しています。それに伴って学級数が増える学校に市費負担教員（任期付講師）を配置しています。

枚方市独自の少人数学級編制を実施することで

- 児童一人ひとりの学習状況を把握し、きめ細かな指導を行うことにより、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、**学習に取り組む意欲・態度を育成します。**
- 学校と家庭が緊密に連携することにより、家庭学習を含む基本的学習習慣の確立等に努めます。
- 支援学級在籍児童との交流・共同学習を充実させ、相互理解の推進に努めます。

枚方市独自の少人数学級編制実施校では

実施校からは、さまざまな声が届いています。

ほんの一部ですが、紹介します。

先生からは

- 一人ひとりの学習進度が把握しやすい。
- 子どもの話をゆっくり聞くことができる。
- 教室空間に余裕があり、多様な学習活動を展開できる。
- ノート指導、作文指導がより丁寧に行える。
- より丁寧な個別指導が行え、学力向上につながっている。

子どもたち、保護者から

- たくさん発表できるよ。
- 先生といっぱい話ができるよ。
- 教室に余裕があり、落ち着いて学習に向かっている。
- 個人懇談の時間に余裕があり、先生に相談しやすい。

最後に

枚方市教育委員会では、今回の少人数学級編制による教育効果の検証を十分に行うとともに、引き続き、支援学級在籍児童も含めた枚方市独自の少人数学級編制を実施していきます。

今後も、子どもたちの「生きる力」を育てるためにさまざまな取り組みを進めてまいります。

枚方市独自の少人数学級編制事業について（所謂ダブルカウント） (平成24年より第1～3学年で実施)

小学校で支援学級在籍児童を含めて、1学級あたりの児童数を35人以下にするために学級担任を市費で配置する事業（R5年度は、小学校5・6年生は40人以下）

枚方市独自の少人数学級編制事業について (平成27年より第4学年まで拡充)

高学年については、一定規模の集団の中で互いに高め合いながら成長していくことが重要であると考え、習熟度別の少人数指導や一部教科担任制など、中学校との接続を見据え、教科の学習内容や発達段階に応じた指導方法、指導形態の充実を図っていく。（平成29年9月定例会議会）

「ともに学び、ともに育つ」教育（小中学校全学年）

枚方市は、通常の学級と支援学級を在籍によって分けることなく、通常の学級にも名簿記載するとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ「ともに学び、ともに育つ」教育に努めている。

枚方市独自の少人数学級編制事業について 保護者の思い

- ・ 支援学級在籍児童を含む35人学級を確実に実現できる。
 - ・ 少人数学級となることで、一人一人の児童に対するきめ細やかな対応をしてもらっている。
 - ・ 支援学級在籍児童についても、通常の学級にも在籍していると認識されることで、教員も子どもたちにとっても仲間意識を育んでもらえる。
 - ・ こういった思いや願いを実現するためのダブルカウントとして捉えている。
- 長年に及ぶ枚方市民による地道な署名活動などの結果生まれた制度であり、市議会での検討を経ないで勝手にこの制度を見直すことはおかしい。
- ・ 廃止はもちろん、見直すということも納得できるものではない。